

湧別町立学校における  
携帯電話の取り扱いに関するガイドライン

令和3年10月  
湧別町教育委員会

## 湧別町立学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドライン

学校における携帯電話の学校への持ち込みについては、これまでも原則禁止としてきました。令和2年8月に北海道教育委員会より「携帯電話の取扱い及び情報モラル教育の推進等について」が通知され、市町村教育委員会においても登下校中や学校での携帯電話の取り扱いに関する基本的な指導方針を定め、児童生徒や保護者に周知することとされました。

湧別町教育委員会では、学校における携帯電話の取り扱いについて、本ガイドラインを定め、児童・生徒、保護者、地域、教職員が連携し、携帯電話の取り扱いや適切な使用について取り組みを進めます。

◆本ガイドラインにおける「携帯電話」とは、以下のものをいいます。

- 1) 子ども向け携帯電話：基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの
- 2) その他の携帯電話：フィーチャーフォン（いわゆるガラケー）やスマートフォン（通話やメール機能を有するタブレット端末を含む）

\*携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは携帯電話には含まない。

## ● 保護者

子どもに携帯電話を持たせた場合には、保護者に子どもたちがどのように携帯電話を使っているかなどの管理責任があります。

携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、保護者が判断するものです。湧別町教育委員会としては、子どもたちに携帯電話を所有させること自体を推奨するものでも、否定するものでもありません。子どもに携帯電話を持たせる以上、保護者としての管理責任が生じます。具体的には、家庭の方針とは異なる使用をして事件・事故などのトラブルに対処する責任が保護者に生じます。

保護者が、子どもの安全をより一層確保する観点から、災害や犯罪に対して緊急の連絡手段として活用するために、登下校時に子どもに携帯電話を持たせたい場合は、保護者の責任のもと、以下のことをご家庭で確認、約束し、その内容を「同意確認書」（別紙1）の提出をもって学校に伝えてください。

### 【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】

#### 1 子どもに関わることについて

ア 携帯電話は、小・中・義務教育学校の教育活動に必要なものであることから、学校への持ち込みは**原則禁止**とする。しかし、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合には、例外的に認めるものとする。

イ 携帯電話を登下校中に持つことが認められるのは、防災・防犯目的に限定する。

ウ 校内では、登校後に担任の先生などに一時的に預かり下校時に返却するなど教育活動に支障がないように配慮すること。校内での使用は禁止とする。

エ 登下校中、携帯電話は、かばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれるなどの緊急の場合以外では、携帯電話をかばんから出さず、使わない。手に取って操作しない。

オ 子どもが、ルールに従わずに、携帯電話を担任に預けず勝手に使用した場合は、学校と保護者が協力して再発防止のための指導をする。学校が保護者との協力体制がとれないと判断する場合は、登下校中の携帯電話の所持を、一時的に、または長期にわたって制限するなどの措置をとる。

カ 保護者から学校内の子どもの携帯電話への連絡はしない。

キ 登下校時の携帯電話の紛失・破損等については、学校が一切責任を負わないこととする。

#### 2 保護者に関わることについて

ア 授業参観等では電源を切るかマナーモードにし、撮影はご遠慮ください。

イ 運動会や学芸会・学校祭などの行事等で撮影した画像や動画のSNSへの投稿はご遠慮ください。

### 【子どもに求める携帯電話の適切な使い方について】

- ア 家庭での使用時間は、子どもと話し合ってルールを作る。子どもが長時間使用することがないようにすること。
- イ 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、SNSに投稿したりしない。
- ウ 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品などの申し込みをしない。
- エ インターネット上で知り合った人とは会わない。
- オ 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- カ SNSやメールなどには、人の悪口や悪意のある内容など、いじめにつながることは書き込まない。SNSグループでの仲間外れなどのいじめ行為もしない。
- キ SNSでの友だちの反応が遅くなる場合があることを理解し、友だちにすぐに返信するよう強制しない。
- ク 他人に携帯電話を貸したり、借りたりしない。
- ケ 上記以外の使い方については、必ず子どもと話し合って、その都度ルールをつくる。

### 【携帯電話の管理及び責任について】

- ア 子どもに携帯電話をもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能などを子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下「アプリ」という。）などについても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。
- イ 子どもが使う携帯電話には保護者監視モード、フィルタリングを必ず設定する。  
日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用をさせないように、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- ウ 学校や地域の講演会などへの参加や学校のお知らせなどから、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- エ 携帯電話の紛失時に他人による個人情報の漏えいや不正な使用を防ぐため、パスワードを設定するなどの工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。（パスワードの設定ができない機種を除く。）
- オ インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害などがあつた場合は、ただちに警察その他の関係機関、各種相談窓口、学校に相談し、適切に対応する。

## ● 児童・生徒

保護者が、子どもの安全をより一層確保する観点から、携帯電話のGPS機能や通信機能を、災害や犯罪に対して緊急の連絡手段として活用するために、登下校時に子どもに携帯電話を持たせたいと保護者が許可し、以下のルールを守る場合のみ、保護者の責任のもと、その内容を「同意確認書」の提出をもって学校に伝えることにより、児童・生徒は、登下校時に携帯電話を持つことができる。

### (1) 登下校中や学校での携帯電話の使い方に関するルール

- ア 登下校中は、携帯電話をなくさないよう、かばんの中に入れる。災害のときや、危ない目にあいそうなどとき以外は携帯電話をかばんから出したり、さわったり、使ったりしてはいけない。
- イ 校内では、登校後に担任の先生などに一時的に預かり下校時に返却するなど教育活動に支障がないように配慮すること。校内での使用は禁止とする。
- ウ もし、ルールに従わずに、携帯電話を勝手にかばんから出したり、使ったりした場合は、学校と保護者が協力して再発防止のための指導をする。学校が保護者との協力体制がとれないと判断する場合は、登下校中の携帯電話の所持を、一時的に、または長期にわたって制限するなどの措置をとる。
- エ 登下校時の携帯電話の紛失・破損等については、学校が一切責任を負わないこととする。

### (2) 携帯電話の正しい使い方について

#### <自分のことについて>

- ア 家で使う時間は、保護者と話し合ってルールを作る。
- イ 自分や友だちなど他者の写真や動画、映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名など）を誰かに送ったり、SNS（LINEやInstagram、YouTubeなど）にのせたりしない。
- ウ 保護者の許可なしでゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりしない。
- エ SNSなどインターネット上で知り合った人とは、会わない。
- オ かくし撮りやその他犯罪につながることはしない。

#### <友だちとのことについて>

- ア どんな時でも、誰に対しても、SNSやメールに、人の悪口やうわさなど、いじめにつながることは書きこまない。
- イ SNSのグループでの仲間はずれなど、いじめはしない。
- ウ SNSやメールでは、返事が遅くなることもあるので、無理に友だちに返事をさせない。
- エ 友だちに伝えたい大切なことは、会って直接伝える。
- オ 友だちに携帯電話を貸したり、借りたりしない。

#### <その他>

これら以外の使い方については、必ず保護者と話し合って、その都度ルールをつくる。

### (3) その他の注意点

- ア 携帯電話を買ってもらう時には、なぜ使うのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのかなどを保護者としっかり相談する。使ってよいアプリも、使う前に必ず保護者と一緒に考える。
- イ 携帯電話には必ず保護者監視モード、フィルタリングを設定してもらう。  
そして保護者には、毎日の使い方や時間、正しい使い方を行っているかを確認してもらう。
- ウ SNSなどへの個人情報の漏えいがあった場合、保護者の責任となることから、自分や友だちなどの情報を知られたり、他の人に勝手に使われたりしないように、携帯電話にはパスワードをかける。パスワードは必ず保護者に伝える。
- エ 学校などで携帯電話の良いところや、注意しないといけないところを知り、携帯電話などの正しい使い方についてしっかり勉強する。
- オ 携帯電話を使うことで、何か困ったことがあったら、保護者に必ず相談する。

## ● 小・中・義務教育学校

保護者が、子どもの安全をより一層確保する観点から、携帯電話のGPS機能や通信機能を、災害や犯罪に対して緊急の連絡手段として活用するために、登下校時に子どもに携帯電話を持たせたい場合、学校は、事前に示したルールについて、家庭においても保護者から子どもに指導を行うことなどの同意を「同意確認書」の提出により確認し、保護者との協力体制をつくる。

### (1) 校内での携帯電話の取扱い

- ア 学校は、児童・生徒に、校内で携帯電話を使用させない。
- イ 学校は、保護者が児童・生徒に携帯電話を持たせる場合、登校後に担任の先生などに一時的に預かり下校時に返却するなど教育活動に支障がないように配慮する。災害の時など先生が許可するとき以外は決して出さないよう指導する。
- ウ 学校は、児童・生徒が学校の示したルールに従わない場合、保護者と協力して再発防止のための指導を行う。保護者との協力体制がとれないと判断する場合は、登下校中の携帯電話の所持を、一時的に、または長期にわたって制限するなどの措置をとる。
- エ 学校は、災害などの緊急時には、全児童・生徒の安全確認後、必要に応じて校内で携帯電話を使用させることができる。

### (2) 登下校中の携帯電話の取扱い

- ア 学校は、児童・生徒に、登下校中、防災・防犯上の緊急連絡や安否確認以外で携帯電話を使用させない。
- イ 学校は、児童・生徒に、登下校中には携帯電話をかばんに入れて管理させる。
- ウ 学校は、児童・生徒が、登下校中に携帯電話を目的外で使用する、また、登下校時に危険となるような行為をするなど、事前に示したきまりに従わない場合、保護者と協力して再発防止のための指導を行う。学校が保護者との協力体制がとれないと判断する場合は、登下校中の携帯電話の所持を、一時的に、または長期にわたって制限するなどの措置をとる。
- エ 学校は、児童・生徒の所持する携帯電話への連絡は行わない。緊急時の保護者連絡を含めた対応については、学校の定める緊急対応マニュアルに従って行う。また緊急時における学校からの必要な連絡は、従来どおり、一斉メールやHPへの掲載、電話連絡などで直接保護者に行う。
- オ 登下校時の携帯電話の紛失・破損等については、学校が一切責任を負わないこととする。

### (3) 適切な使い方の指導について

学校は、児童・生徒（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為などの加害者・被害者にならないよう、携帯電話やインターネット使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係のあり方などについて、その発達段階に応じた指導を行う。併せて、ルールの必要性についても理解させる。

- ア 長時間の使用によるネット依存や、依存に伴う生活習慣の乱れ、学習意欲低下について
- イ 「ながらスマホ」による危険について
- ウ SNSなどを利用したインターネット上のいじめや誹謗中傷について
- エ 画像・映像・その他個人情報の流出や拡散について
- オ 個人への不適切な画像・映像の送信とそれによる被害（いわゆる「自撮り被害」）について
- カ 違法行為や社会で許されない行為のSNSなどへの投稿によるネットでの炎上について
- キ オンラインゲームなどでの高額課金について
- ク SNS上で知り合った人と会うことでおこる連れ去りや性被害について
- ケ 他人に携帯電話を貸したり借りたりすることの危険について
- コ その他、犯罪被害や違法行為との関わり（盗撮、詐欺、JKビジネス、違法ダウンロードなど）について

◇児童・生徒は、今後、情報化社会に適応していく必要があることから、携帯電話を所持しているか否かに関わらず、すべての児童・生徒に対して指導を行う。

◇ 携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、いじめなどの未然防止のために、児童・生徒の実態や課題に応じた指導を行うこと。その際、各学校で作成している「いじめ防止基本方針」「湧別町いじめ防止基本方針」なども活用する。

◇ 児童・生徒のコミュニケーション力など人間関係づくりのスキル向上による人間関係形成能力や、基本的な生活習慣や規範意識などの自己管理能力の育成も、携帯電話の適切な使用を理解させる上で必要であるため、様々な場面を捉えて指導を行う。

#### （４）生じたトラブル・いじめなどへの対応について

ア 携帯電話に関わるトラブルやいじめなどが生じ、生徒や保護者から相談を受けた場合、学校は、いじめは許さないという毅然とした態度を示し、児童・生徒保護者にも家庭での指導を要請し、協力して指導を行う。

イ 携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、インターネットを介したいじめなどに対する保護者への支援については、各学校で作成している「いじめ防止基本方針」「湧別町いじめ防止基本方針」などを活用し、必要に応じて警察などの関係機関とも連携して、組織的に対応する。

#### （５）教員の研修と児童・生徒・保護者への情報提供について

ア 学校は、携帯電話に関わる危険性や具体的な事例など、最新の情報や事案への対処方法について、積極的に教職員研修を行い、積極的な知識の獲得や、トラブルやいじめなどへの対処方法の確認を行う。

イ 学校は、保護者に対し、PTA 研修会などを通じて、携帯電話の危険性やトラブルの対処方法、学校で行った指導内容などについて、積極的に情報提供や啓発に努めるとともに、トラブルが起こった際の相談窓口などについても児童・生徒や保護者に対し、情報提供を行う。

(別紙1)

令和 年 月 日

湧別町立〇〇〇〇校長 様

第 学年

児童・生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

### 本校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたいので同意書を提出します。

#### 同意事項

同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックをお願いいたします。すべての項目に同意できない場合は、登下校中に携帯電話を所持することができません。

同意確認事項		保護者 ✓	児童・生徒 ✓
1	登下校中は、携帯電話をカバンの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話をしません。		
2	校内では、携帯電話を担任の先生に預けます。		
3	携帯電話について学校のルールを守れない場合、一時的または長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指示に従います。		
4	携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。		
5	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。		
6	保護者監視モード、フィルタリングや携帯の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正使用を防ぐ工夫をします。		
7	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		
8	携帯電話の破損・盗難・紛失・個人情報の漏洩等について、保護者の責任とします。		